

第62号議案資料

令和4年度

吉川市一般会計補正予算（第3号）案

参考資料

令和4年度吉川市一般会計補正予算（第3号）案

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

国の予算計上	(千円)		市の予算計上	
R2年度補正予算（第1号）	第1次交付限度額	181,486	令和2年度6月、7月補正予算	
R2年度補正予算（第2号）	第2次交付限度額	488,193	令和2年度7月、9月、12月補正予算	
R2年度補正予算（第1号）	第3次交付限度額	補助・R2.12月までの分 法定率事業以外	76,839	令和2年度3月補正予算
		補助・法定率事業	6,152	令和3年度当初予算
R2年度補正予算（第3号）	第3次交付限度額	単独分	219,249	令和3年度第1号、第3号補正予算
		補助・R3.1～3月までの分 ・法定率事業以外	8,431	令和3年度9月補正予算
		事業者支援分 交付限度額	38,443	令和3年度第8号補正予算 令和3年度12月補正予算
R3年度補正予算（第1号）	補助・R3.4～12月までの分 ・法定率事業以外		16,453	令和3年度事業のうち、臨時交付金事業として検討していた事業に充当
			65,371	令和4年度当初予算
	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）」において、追加配分された分		103,976	令和4年度6月補正予算
			8,047	令和4年度第3号補正予算
			47,088	予算未計上分
	コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策（令和4年4月28日閣議決定）」において追加配分された分		50,315	令和4年度第3号補正予算
R4年度予備費		150,944		
合計		1,460,987		

(歳 出)

(単位：千円)

No	款	事業名(細目)	主な内容	補正額
1	民生費	よしかわ生活応援給付金給付事業	<p><事業概要> 生活に困窮する方々の生活・暮らしの支援を図るため、住民税均等割課税のみの世帯(※分離課税所得200万円以上の世帯及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給済みの世帯を除く。)を対象に1世帯10万円の給付を行うもの。</p> <p>【基準日】 6月1日現在で吉川市に居住している世帯 【給付時期】 8月中旬頃(予定) 【支給対象世帯数】 約1,200世帯</p>	137,162
2	商工費	プレミアム付商品券発行事業	<p><事業概要> 物価高騰の影響を受けた市民及び市内事業者を支援するため、市内参加店舗で使えるプレミアム付商品券を発行し、市民の負担軽減と消費喚起を促し、地域経済の活性化を目指すもの。</p> <p>【商品券】 1冊6,500円分(500円×13枚綴り) ※購入金額は5,000円(差額1,500円は市負担) 【プレミアム率】 30% 【発行冊数】 24,000冊(紙券：20,000冊、電子券：4,000冊) ※購入1世帯5冊まで 【参加店舗数】 300店舗※想定 【スケジュール(予定)】 6月：事業者公募(プロポーザル) 7月：委託事業者決定・契約、市内取扱い店舗募集 8月：全戸配布、HP等で実施周知 9月：はがき等による申込→抽選→販売 10月～1月末：商品券使用期間</p>	72,144

市民税均等割のみ課税世帯について

市民税均等割のみ課税世帯とは、市民税均等割のみ課税者と、市民税非課税者または市民税均等割のみ課税者で構成される世帯をいいます。

均等割の課税は、下表のとおり、所得金額や、扶養親族の人数により判定しますが、今回の給付金の交付対象としては、200万円以上の分離所得のある者を除きます。

単身者	合計所得金額が38万円超
扶養親族がいる場合	合計所得金額が〔28万円×(本人+扶養親族人数)+26万8千円〕超

所得割については、所得控除後の課税標準額により課税されます。

○今回の給付金に係る市民税均等割課税のイメージ

1. 単身者の場合

合計所得金額が38万円を超えると均等割が課税されます。

例えば、給与収入のみの方であれば93万円超、65歳以上の方で年金収入のみであれば148万円超の収入があった場合に均等割が課税されます。

所得割が課税されない場合、市民税均等割のみ課税世帯になります。

2. 本人及び扶養親族1人(夫婦など)の場合

合計所得金額が82万8千円を超えると均等割が課税されます。

例えば、給与収入のみの方であれば137万8千円超、65歳以上の方で年金収入のみであれば192万8千円超の収入があった場合に均等割が課税されます。

本人が所得割が課税されず、扶養親族が非課税または均等割のみ課税の場合、市民税均等割のみ課税世帯になります。

3. 本人及び扶養親族2人(夫婦及び子供1人など)の場合

合計所得金額が110万8千円を超えると均等割が課税されます。

例えば、給与収入のみの方であれば168万4千円以上、65歳以上の方で年金収入のみであれば220万8千円超の収入があった場合に均等割が課税されます。

本人が所得割が課税されず、扶養親族全員が非課税または均等割のみ課税の場合、市民税均等割のみ課税世帯になります。

合計所得金額…事業所得、給与所得、雑所得(公的年金等に係る所得など)、配当所得、不動産所得などの所得金額を合計した金額で、純損失または雑損失等の繰り越し控除を適用する前の金額をいいます。